あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２７年５月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

TEL：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

新緑の季節がやってきました。木々は、淡い緑の芽を吹き、冬は丸坊主だった枝に、緑の葉っぱが覆い茂るような勢いのある生命の営みを見るにつけ、私は新たな気持ちを起こさずにはいられません。一見するといつもと変わりのない季節の変遷ですが、よく見るとまったく同じ季節ではないのです。ちゃんと世代をつなぐ形で次の季節がやってきています。そのつなぎ目こそが人間社会で言う「相続」ではないでしょうか。

流れゆく季節の中で、「相続」をちょっとだけ考えてみませんか・・・

すぐに手続きをしていたなら・・・遅すぎた相続

今日の相談者は、鈴木健二さん（仮名・３０歳）です。ご自身の祖母から話を聞いて、その資料をもって当事務所を訪れました。その内容とは、現在、実質的に所有する祖母の土地があり、登記名義は祖母の叔父さんとのことで、今まで、相続せずに放っておいたとのこと。鈴木さんのおばあちゃんもかなりの高齢で、一念発起して、土地の名義を相続して次世代に残そうと考えて、孫を当事務所に相談によこしたのでした。相談者から見れば、曾祖父の兄にあたる人になります。ひとまず、相続関係をはっきりさせないといけないので、ご自身で取得された戸籍を見せてもらいましたが、全然足りません。このおばあちゃんの叔父さん（登記名義人）は、子供がいなかったのと、亡くなった日が、昭和３０年頃ということで、昔の家督相続ではなく、現在の均分相続の適用を受けます。戸籍を取ることは、単純な親子間なら相談者だけでも可能ですが、とても古くかつ兄弟相続となれば、専門家でないとすべての戸籍の取得は難しいこととかなりの費用を要することを伝えて、一旦お帰りいただきました。後日、正式に依頼があり、その時は現在お持ちの資料をお預かりして、これに基づいて過去の戸籍を遡りました。およそ半年の期間をかけて相続人が確定しました。それによると相続人は４０名以上で、特に、依頼者側の親族（母方）は多くなかったのですが、父方の親族の方が多数でした。こうなると、普通の相続手続きではなかなかうまくいきません。理論上は、全員から実印を押印して印鑑証明書をもらえればいいのですが、遠く離れた（地理的にではなく身分的に）親族は、赤の他人も一緒です。この話をにわかに信じてもらえないのも無理はありません。こういう状況の中で、一人でも協力できない人があれば手続きが前に進まないのです。裁判所の手続きも考えましたが、これも、確実ではなく、また費用も膨大にかかるのでした。結局、依頼者は、手続きをあきらめられました。支払う費用に見合うだけの不動産ではないとのことで、現状のまま、土地を使用することにしたとのことです。

兄弟相続は、普通の親子相続より裾野が広がりやすく、また人間関係も希薄になりがちなので、相続をまとめることが困難になりがちです。ましてや、何代も遡るような相続では、困難を極めることでしょう。速やかに相続手続きをすること或いは遺言書を活用することが肝要になるのです。是非、ご相談ください。

ここでちょっと豆知識

相続される財産って何？

被相続人（亡くなった人）の不動産・動産・金銭・有価証券・権利などのプラスの財産と、被相続人が負担していた各種ローンなどの債務であるマイナスの財産があります。

つまり、プラスになる財産だけでなく、マイナスになる財産も相続することになります。